

## 有明海自動車航送船組合監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき実施した平成29年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年10月23日

有明海自動車航送船組合

監査委員 濱田義之

同 濱本磨毅穂

### 定期監査結果

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査対象

平成29年度有明海自動車航送船事業会計

##### (2) 監査実施日

予備監査：平成30年6月13日（水）～14日（木）

委員監査：平成30年7月18日（水）

##### (3) 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 濱田義之

同 濱本磨毅穂

#### 2 監査の結果

事業の管理及び財務会計事務の執行は、一部に改善すべき事項があったものの、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

##### (1) 監査意見

当年度の航送実績は、航送車両台数375,336台と前年度に比べ12,724台増加し、営業損益は前年度の赤字から黒字に転じている。また、営業外損益は、長期前受金戻入等により黒字となっている。

この結果、経営成績は、総収益が1,103,008,410円、総費用が957,403,452円で、当年度の純利益は145,604,958円となっている。

前年度と比較すると97,838,839円の減少となったが、結果的に8期連続して黒字となっている。

昨年度審査意見とした第4次経営健全化計画終了後の経営計画策定については、将来の新船建造を念頭に考え方を整理し、5年間の中期目標を設定された。

今後、目標達成に向け適切な進行管理の下に経営を進めていくこととなるが、ここ数年下落傾向にあった船舶燃料価格が昨年末から上昇するなど、収支に影響を与える状況の変化が生じている。

このような状況を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

##### ア 誘客の促進について

熊本地震の影響等により一時減少していた航送需要は、関係団体や国内外の旅行業者等との連携も継続的に図られ、おおむね回復している。

しかしながら、船舶燃料価格が上昇し今後の収支の推移が不透明な中、航送需要のいっそうの拡大を図るため、更に利用者サービスの向上に努め、また、今般の長崎、熊本両県での世界文化遺産登録等に伴う観光需要や海外客の旅行形態の変化等を捉え、効果的な誘客の促進を図る必要がある。

##### イ 管理部門の人員体制について

管理部門の職員については、現在の10人のうち、2021年度までに2人が定年を迎えることから、引続き計画的な人材確保に努め、体制整備を図る必要がある。

また、職員の資質向上に向けて、外部研修等を活用するなど、行政や会計実務等に関する必要な知識の習得や技能の向上に努められたい。

(2) 是正・改善を検討すべき事項

財務に関する事務の執行等について、是正・改善を検討すべき事項が認められるので、より適正な執行を図られたい。

ア 広報事務について

広報事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。

(ア) 地元イベントへの協賛広告代を支出しているにもかかわらず、協賛広告が掲載されていない。

イ 委託契約事務について

委託契約事務について次のとおり是正すべき点があるので、適正に精算手続等の事務処理を行うこと。

電柱広告業務委託について、

(イ) 契約内容のうち、官庁手数料については、屋外広告許可の更新年度（3年ごと）以外は不要であるにもかかわらず、毎年同額を契約に計上し、支出している。

(ロ) 電柱使用の契約や広告塗替等の履行確認がなされないまま、委託料を支出している。

ウ 財産の管理について

財産の管理について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な管理及び事務処理を行うこと。

(ア) 多比良港ターミナル及び長洲港組合管理敷地に、適切に行政財産使用許可の手続がとられていない占有物（郵便ポスト）がある。

(イ) 行政財産使用料について、許可条件として付された納入方法と異なる取扱いを行っているものがある。